

むろらん

市政だより

昭和51年
 8月 / 1日
 No. 393



8月1日
 室蘭市民憲章制定記念日

市政だよりは早目にお読み下さい。

室蘭市民憲章

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1、健康で働き、明るく楽しい家庭をつくりま す。 1、老人をうやまい、子どもの夢をはぐくみ、 あたたかい心のかようまちをつくりま す。 1、自然を愛し、環境をととのえ、緑豊かなま ちをつくりま す。 | <ul style="list-style-type: none"> 1、のびゆく港と、産業を育て、未来を開く希 望のまちをつくりま す。 1、きまりを守り、教養を深め、文化のかおり あふれるまちをつくりま す。 |
|--|--|

(昭和47年8月1日制定)

家庭に恵まれない児童の 福祉の向上のために、 北海道里親 研修会を開催

北海道里親研修大会が、市文化センターで開催されることになりました。全道各地から、里親をはじめ里親会賛助会員、社会福祉協議会関係者、児童福祉施設関係者、民生・児童委員、婦人団体会員など、関係者多数が出席、参加して八月十日に行われます。

この大会は、「本道における里親制度の現況と今後のあり方について」を主題として

(1)里親制度について
(2)里子の養育技術について

を、テーマに、家庭に恵まれない児童の福祉の問題を研究、討議しその増進をはかることに、一般のかたがたにも理解を深めてもらうとするものです。

市民のみならず多数の参加をお持ちしております。

▽期日、時間

- 八月十日(火) 九時三十分受付
- ▽会場 文化センター大会議室
- ▽主催 北海道、室蘭市、北海道、里親連合会、日胆はまなす里親会、北海道社会福祉協議会、室蘭市社会福祉協議会
- ▽参加者 里親、里親会賛助会員、社会福祉協議会関係者、児童福祉施設関係者、民生・児童委員、児童福祉行政機関職員、婦人団体会員、その他、この主旨にご賛同いただける方。
- ▽研修主題 「本道における里親制度の現況と今後のあり方について」
- ▽研修シンポジウムテーマ

このような手当があります⑤

敬老年金

市ではお年寄りの長寿を祝福し、永年に、社会に貢献された労をねぎらうとともに、市民の敬老思想の高揚を図ることを目的として、敬老年金をさしあげております。

今年、新しく該当される方は次のとおりです。

(1)資格のある方
○年齢要件 明治三十二年十二月三十一日までに生れた方
○居住要件 昭和五十年九月十五日まで本市の住民基本台帳に登録され、引続き市内に居住されている方

(2)申請手続
八月一日から八月三十一日まで市福祉課または各地区サービスセンターで申請してください。

(3)申請に必要なもの 印鑑

(4)年金額 五千円

(5)支給日
九月十七日 各地区サービスセンター

なお、今まで受けられている方は、申請の必要はありません。

※くわしくは、市福祉課老人福祉係(☎②一一一一内線四六五、四六六)に、おたずね下さい。

次回は特別弔慰金について掲載します。

おとしよりへ バス券プレゼント

市では、九月の老人福祉月間の敬老事業のひとつとして、昨年に引続き市内バスの無料乗車券を交付することになりました。

対象となる方は

- 市内に住む七十歳以上の方(明治三十九年十二月三十一日までに生れた方)
- 期間 九月一日から
- 交通機関ならびに乗車区間 道南バス・市内路線
- 乗車券交付期日および場所 八月二十三日 祝津・母恋地区サービスセンター
- 八月二十四日 輪西・東地区サービスセンター
- 八月二十五日 中島・高砂地区サービスセンター
- 八月二十六日 本輪西・白鳥台地区サービスセンター

○時間はいずれも十時から十五時まで

なお、市福祉課では八月二十三日以降、九月三十日までの間九時から十五時まで交付いたします。

交付申請に必要なもの

- (1)印鑑
- (2)健康保険証又は老人医療受給資格者等身分が証明されるもの

※本年度は、有効期間の延長に伴い再交付はいたしません。

＜望洋台霊園墓参バス運行＞

8月13日～16日

今年から運行方法が変更されましたので、ご注意下さい。

期 日	始 発	運行時間	乗 降 場 所
13日(金)	東町ターミナル	9:00～12:00	東町ターミナル～汐見～太平橋～中島パルコ前～霊園
		13:00～17:20 (15分間隔)	
16日(月)	本輪西駅前	9:00～12:00 13:00～17:00 (30分間隔)	本輪西駅前～春雨橋～本輪西小前～霊園

夏は血液が不足します
進んで献血しましょう。

8月12日 13:00～16:00
中島パルコ前

室蘭市財政事情説明書

室蘭市の昭和51年度予算と昭和50年度決算（見込）を各会計別（水道、病院、市場会計は除く）にその状況をお知らせいたします。

近年の地方財政は、容易ならざる現状にあり、ことに昭和51年度は、国を含め経済の低迷の中で、まことにきびしい状況にあります。

こういう中にありましても本市といたしましては、市民生活最優先の立場から市民の皆様の理解と協力をいただきながら、教育環境の整備をはじめ、福祉の充実、道路・公園などの環境整備、あるいは、中小企業の育成など市政の重点目標としております各施策の展開に十分配慮してまいりたい所存であります。

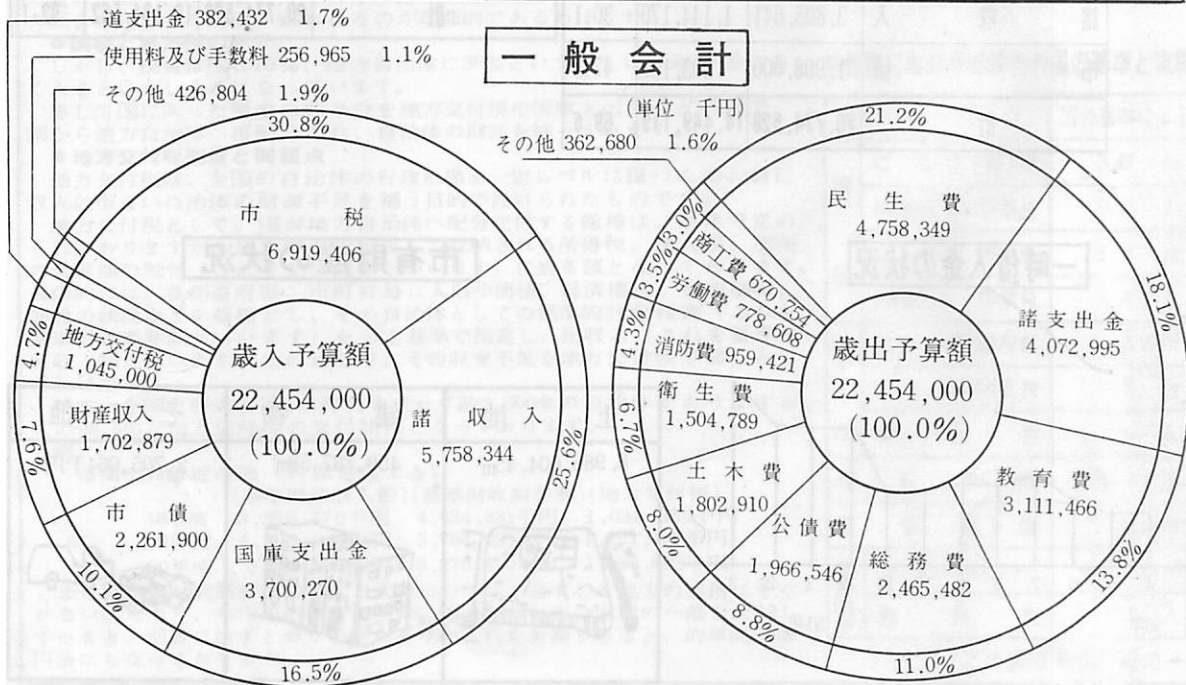
今日の地方自治体財政の危機は、国と地方の税財政制度の構造的な問題の上に、インフレと不況の同時進行によりまして、支出の急増と収入の停滞が大きな要因でありますことから、地方財政の早期確立を今後とも関係機関に強く要請してまいりますとともに、予算の執行にあたりましては、経費の節減と効率化に十分留意しまして市民サービスの徹底を期してまいりたいと存じますので、市民のみなさんの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

昭和51年 8月

室蘭市長 長谷川 正治

昭和51年度各会計予算

会 計 名	昭和51年度		昭和50年度		比 較	
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	差 引	伸 率
一 般 会 計	22,454,000	69.1%	17,212,000	68.4%	5,242,000	30.6%
国 保 会 計	1,397,000	4.3%	1,345,000	5.4%	52,000	3.9%
港 湾 整 備 会 計	2,820,000	8.7%	2,239,000	8.9%	581,000	25.9%
土 地 区 画 整 理 会 計	584,000	1.8%	482,000	1.9%	102,000	21.2%
住 宅 事 業 会 計	1,787,000	5.5%	1,157,000	4.6%	630,000	54.5%
下 水 道 事 業 会 計	3,462,000	10.6%	2,718,000	10.8%	744,000	27.4%
交 通 災 害 共 済 事 業 会 計	12,715	—	12,509	—	206	1.6%
合 計	32,516,715	100.0%	25,165,509	100.0%	7,351,206	29.2%



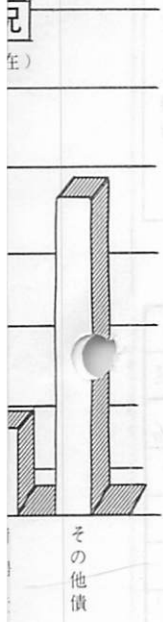
計予算執行状況

(期間中にこれ以外の収支があります。)

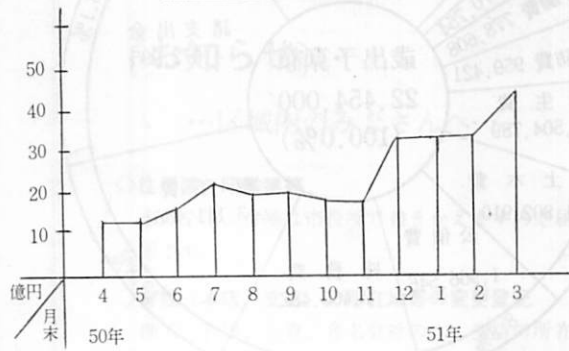
一般会計

才 入 才 出 (単位千円)

科 目	予 算 額	収 入 額	収 入 率	科 目	予 算 額	支 出 額	支 出 率
市 税	6,718,537	6,417,719	95.5 [%]	議 会 費	198,326	196,092	98.9 [%]
地 方 譲 与 税	233,000	163,716	70.3	総 務 費	2,591,901	2,472,286	95.4
娯 楽 施 設 利 用 税 交 付 金	15,000	12,850	85.7	民 生 費	4,398,194	4,007,846	91.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	100,000	98,622	98.6	衛 生 費	1,606,986	1,440,309	89.6
地 方 交 付 税	1,344,062	1,344,062	100.0	労 働 費	760,941	683,192	89.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	26,231	26,231	100.0	農 林 水 産 業 費	156,928	144,086	91.8
分 担 金 及 び 負 担 金	52,059	47,689	91.6	商 工 費	669,865	645,443	96.4
使 用 料 及 び 手 数 料	232,772	233,294	100.2	土 木 費	1,805,286	1,616,401	89.5
国 庫 支 出 金	3,383,336	3,036,891	89.8	消 防 費	952,978	931,359	97.7
道 支 出 金	463,264	346,445	74.8	教 育 費	2,909,808	2,629,766	90.4
財 産 収 入	2,385,223	567,827	23.8	災 害 復 旧 費	92,801	53,051	57.2
寄 附 金	9,150	9,250	101.1	公 債 費	2,698,903	2,698,903	100.0
繰 入 金	4,027	4,027	100.0	諸 支 出 金	1,909,599	1,615,828	84.6
繰 越 金	94,226	93,226	98.9	予 備 費	22,012	0	—
諸 収 入	3,805,641	1,144,170	30.1	計	20,774,528	19,134,562	92.1
市 債	1,908,000	903,100	47.3				
計	20,774,528	14,449,119	69.6				



一時借入金の状況



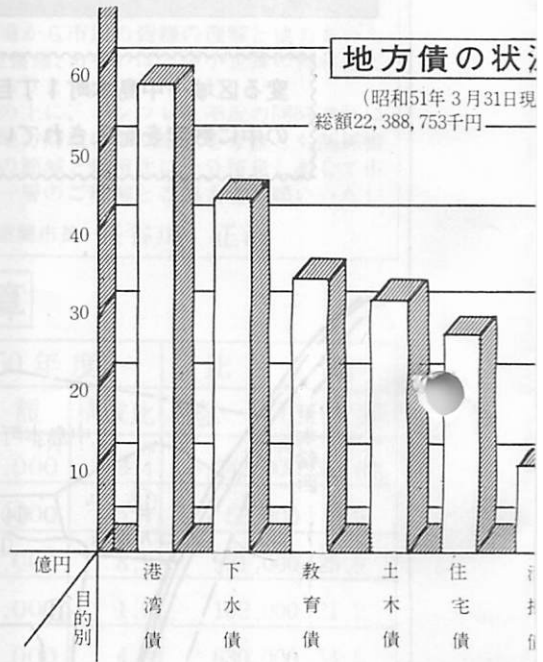
市有財産の状況

土 地	建 物	そ の 他
8,988,604.45m ²	459,787.58m ²	2,705,064千円

特 別 会 計

(単位千円)

会 計 名	予 算 額	歳 入		歳 出	
		収入額	収入率	支出額	支出率
国 保 会 計	1,356,212	1,111,763	82.0%	1,020,562	75.3%
港 湾 整 備 会 計	4,172,641	2,116,029	50.7%	3,913,945	93.8%
土 地 区 画 整 理 会 計	497,012	339,840	68.4%	401,018	80.7%
住 宅 事 業 会 計	1,619,100	1,285,897	79.4%	1,545,520	95.5%
下 水 道 事 業 会 計	2,763,203	2,301,376	83.3%	2,366,419	85.6%
交 通 災 害 共 済 事 業 会 計	12,509	16,953	135.5%	8,411	67.2%
計	10,420,677	7,171,858	68.8%	9,255,875	88.8%



地方財政のしくみ

●国と地方自治体の仕事

お、まかに国と自治体との仕事の分担をお金の面でみますと、
 国は——外交、司法などで30%
 自治体は——教育、公衆衛生、消防などで70%
 の比率となっています。このことは、自治体が行政サービスの面で、いかに多くの仕事を分担しているかを示しています。
 従いまして、本来ならばこれら70%の自治体の仕事は、住民の納める地方税を中心とする財源で賄われるのが理想的であるわけです。

●国税と地方税の配分

しかし、税金は国に70%、地方自治体に30%というように、逆に国に多く入るといふしくみになっています。
 そして国に入った税金の約半分を地方交付税や国庫支出金などの形で、国から地方自治体へ再配分され、自治体の財源を補っています。

●地方交付税制度と問題点

地方交付税は、全国の自治体の行政水準を一定レベルに保つため、自己収入の少ない自治体の財源不足を補う目的で設けられたものです。
 地方交付税として、国が地方自治体へ配分交付する総枠は、法律で定められておりますが、毎年度の国税として収納される所得税、法人税、酒税の合算額の32% (これを交付税率といいます) に当る額となっております。具体的には、各都道府県、市町村毎に人口や面積、経済構造、都市態様、施設の状況などを基礎とし、その自治体としての標準的行政経費 (これを基準財政需要額といいます) を一定基準で推定し、税収入 (これを基準財政収入額といいます) との比較で、その収支不足を地方交付税で補てんするわけです。

現在、全国で都道府県、市町村を合せて約3,300余の自治体がありますが、この98.5%が地方交付税の交付団体となっております。

(例)

室蘭市の最近の例 (再算定による)

	(基準財政収入額)	(基準財政需要額)	(地方交付税)
48年度	3,396,476千円	4,434,831千円	1,038,355千円
49年度	4,502,236千円	5,794,025千円	1,291,789千円
50年度	5,084,942千円	6,275,470千円	1,183,693千円

また、基準財政需要額の算定方式については、必ずしも地方の実情にそぐわない面もあり、本市の49年度の場合、国の基準と市の実態の一部を比較してみると、別表に示すとおりの差があり、これを金額で見ると、約年間28億円余にもなっております。

このことは、本市の帯状に長い地形上の特色が一つの要因でもありますが、これらの特殊事情を含めて関係機関とともに先の32% (交付税率) の引上げも含め、制度の改善を国に要請しております。

交付税における室蘭市の国の基準と実態の比較 (49年度)

区 分	国の基準による	室蘭市の実態	
清 掃	ごみ収集車	30台	33台
	同運転手・作業員	90人	105人
消 火	し尿収集車	19台	23台
	同運転手・作業員	44人	81人
消 署	署および出張所数	6カ所	8カ所
	ポンプ自動車数	15台	23台
防 職	職 員 数	158人	247人
保 育	所 数	14カ所	16カ所
児 童	館 数	3カ所	8カ所
支 所 出 張 所	地区サービスセンター	4カ所	8カ所
	職 員 数	20人	50人

(この表は市の行政の一部分のみです。)

8月1日から実施する

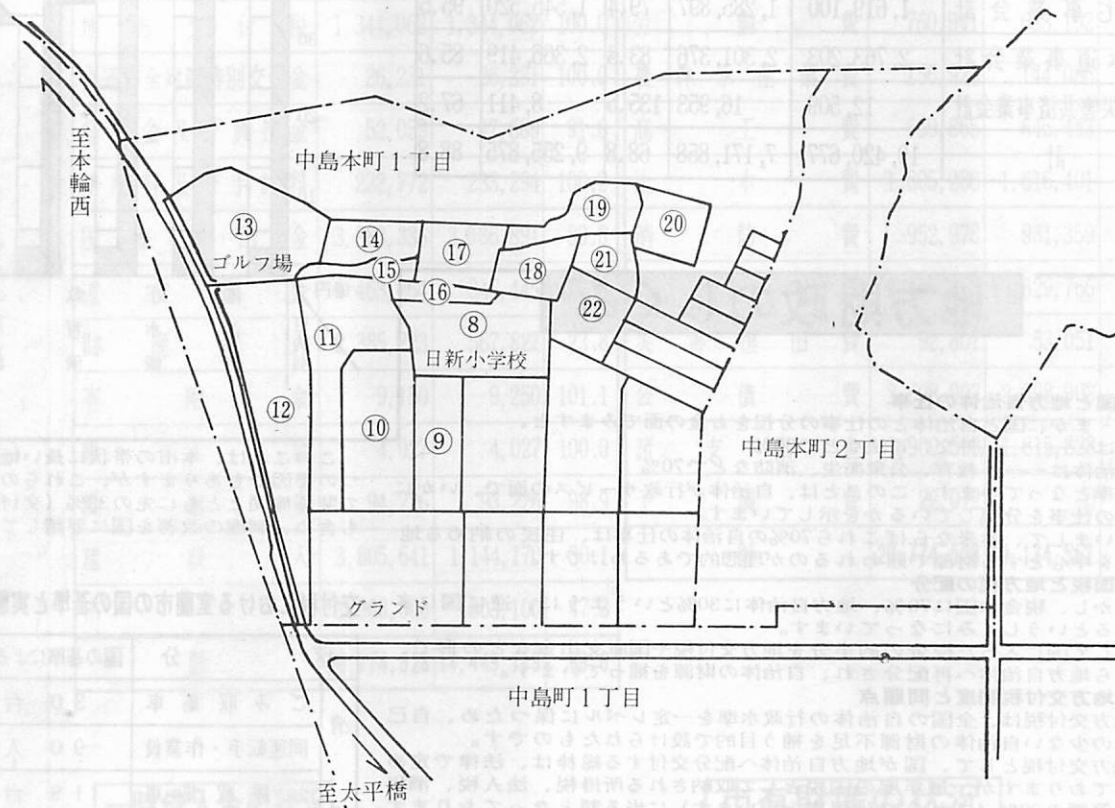
新住居表示案内図

凡 例

——町(丁目)界
⑧、⑨、⑩、街区番号

変る区域…中島本町1丁目で街区番号○
の中に数字を記入されている区域です。

◎新住所の表わし方
室蘭市中島本町1丁目○番○号
※ただし、不動産表示、戸籍の本籍地の場合は
いままでの番地を使います。



【お知らせ】

…区域内のみなさんへ…

◇住民票、印鑑簿等

市の公簿、台帳は市役所で書きかえますので届出は
不用です。

◇会社(本店、支店)の所在地等の変更登記

株式、有限、合資、合名会社の本、支店の所在地、
重役、代表社員の住所変更登記等が必要です。

市役所の証明書をそえ変更登記をしてください。

証明手数料、登録税は免除されます。

◇不動産登記関係

不動産(土地、家屋)を所有する方は、所有権者の
住所更正登録が必要です。

会社の場合に準じて、証明書をそえて法務局で住所
更正登記(無料)をしてください。

◇住所変更通知

郵便局からの無料ハガキ(20枚配布)にて、友人・
知人等にお知らせください。

23局5151番

テレフォンサービスで健康管理にお手伝い

8月放送分

市では、みなさまの健康管理に役立てていただくため、毎日テレフォンサービスをしています。
「保健衛生一口メモ」で、あなたの健康管理にお手伝いしますの
で、ぜひダイヤルして下さい。

〈内容と時間〉

- ☆保健衛生一口メモ
平日 十五時～翌朝九時
土、日、祭日 一昼夜
月、火曜日
乳幼児の健康メモ
水、木、金曜日
大人の健康メモ
土、日曜日
栄養、その他生活全般メモ
「保健衛生一口メモ」の八月のテーマ(予定)をお知らせします
▽一日(日)

- 椎間板ヘルニア
▽二日(月)、三日(火)
冷湿布、温湿布のしかた
▽四日(水)、五日(木)
六日(金)
女性に多い難病リウマチ
▽七日(土)、八日(日)
コーヒーの影響
▽九日(月)、十日(火)
小児ガン
▽十一日(水)、十二日(木)
十三日(金)
血液型不適合と妊娠
▽十四日(土)、十五日(日)



市民スタジオ むろらん

- 放送時間と内容
毎週土曜日11時30分～35分
7日・納税は便利な「口座振替」制度をご利用下さい
・健康管理にテレフォンサービス
14日・三歳未満のお子さんをお持

- ちの方へ
・今月の納期
21日・小学校の体育館を市民に開放
・タバコは市内で買いました
28日・くみ取りの申込みは必ずくみ取り券を購入してから
・今月の納期

食中毒警報について

例年、夏季になると細菌性食中毒が多発いたします。
室蘭保健所では、七月十五日から九月十五日まで、食中毒の発生し易い気象条件が予想される場合に一般家庭及び食品関係業界が、食品衛生により一層注意を計るよう食中毒警報を発令することになりました。

警報発令基準

- ①日最高気温28℃以上が予想されるとき
- ②前二日間のそれぞれの日最低気温が20℃以上でかつ湿度が85%以上の場合。
- ③前二日間のそれぞれの日平均気温が23℃以上でかつ湿度が85%以上の場合などです。

※家庭における食品衛生の心得

- (1)調理前、食事前、用後は手をよく洗いましょ。
- (2)台所は整理整頓し常に清潔にしておきましょう。
- (3)まな板、ふきんなどの調理器具はよく水で洗って乾燥しておきましょう。

特別土地保有税の 申告納付をお忘れなく

申告納付をお忘れなく

八月三十一日が特別土地保有税の申告納付期限となっております。該当者はお忘れなく期限までに申告納付して下さい。

▽今回申告納付しなければならぬ方は………

昭和五十年七月一日から昭和五十一年六月三十日までの間に土地を取得した方で、その取得した土地の合計面積が五千平方メートル(一、五二坪)以上の方です。

申告納付期限は八月三十一日までです。

▽申告納付の問合せは………

申告と納付は、市資産税課に備えつけの申告書に必要事項を記入の上、申告し納付をしていただきます。また、申告書の書き方などは本税についての問合せは、市資産

税課土地係(☎22-111-1内線三三二)へ。

正しく遊んで

楽しい花火

夏の夜空をかざる花火は、季節の風物詩として昔から多くの人々に親しまれてきました。
しかし、この美しい花火も取り扱いを誤ると大変な事故につながりますので、次の事項を守り事故のないようにしましょう。

- 一、花火をほぐして遊ぶことは、危険です。やってみてはいけません。
- 二、たぐさんの花火に、一度に火をつけないようにしましょう。
- 三、花火を入や家に向けたり、燃えやすい物のある場所で遊ばないようにしましょう。
- 四、吹出し、打上げなどの筒物花火は、途中で火が消えても筒をのぞいてはいけません。
- 五、なるべく大人と一緒に遊びましょう。
- 六、花火に書いてある遊び方を良く読んで、必ず守りましょう。



市消費者相談室～相談事例から

ハチミツに水飴添加の有無について

〈相談内容〉
四月十七日に中央町のA商店より購入のハチミツが今まで飲んでいたハチミツと違い水飴が混じっているような気がします。従来のハチミツは少し日数がたつと白っぽくなっていくのに、十日間以上も冷凍庫に入れておいても何の変化もなく、また匂いもすいようです。

市商品テスト室での検査結果は

〈処理と回答〉

市では消費者保護の立場から消費者相談室(市勤労婦人センター内)を設置し、衣・食・住全般にわたって消費生活に関する苦情、相談を受け付けておりますが、このたび次の日程により移動消費者相談を実施いたします。

買った品物が不良品だったり品質・規格・表示が内容と異なっていたとき、価格・量目・品質・広告・宣伝が不審のとき、また暮らし向きや家族に合った上手な買物について相談したい

次の通りでした。

▽試験方法：ハチミツ類の表示に関する公正競争規約の別表「ハチミツの組成基準」の試験法中の試験法
1、デンプン、デキストリンの定性反応：第一法、第二法
2、水分の測定：屈折糖度計による。

▽試験結果
1、デンプン、デキストリンについては、第一、第二法いずれでも陰性である。
2、水分含量：一六・七%
屈折糖度計示度：八一・六(二〇℃)

・考察
右の試験結果から水飴は添加されていないと考えられます。なお、結晶の析出がないのは①ハチミツの成分による影響
②保存方法

ときなどお気軽にご利用下さい
〈日程〉
▽八月二十三日(月)
祝津地区サービスセンター

移動消費者相談を
ご利用下さい

▽八月二十四日(火)
母恋地区サービスセンター

▽八月二十五日(水)
輪西地区サービスセンター

▽八月二十六日(木)
東地区サービスセンター

▽八月二十七日(金)
中島地区サービスセンター

▽八月三十日(月)
高砂地区サービスセンター

▽八月三十一日(火)
本輪西地区サービスセンター

▽九月一日(水)
白鳥台地区サービスセンター

どちらかの原因と思われるが、このハチミツはかなり低温で保存されているので②によるものと考えられます。

〈参考説明〉

・ハチミツの組成基準
水分二〇%以下(二〇℃)
屈折糖度計示度七七・四〇以上
ただし、国産ハチミツの場合は水分二三%以下(二〇℃)、屈折糖度計示度七五・五以上となっています。

・ハチミツの結晶しやすい温度は五〇～十四℃ですが、ミツの種類により結晶する時期も違い、またミツの成分である果糖、ブドウ糖の比率の違いもあります。純粋という表示について
公正競争規約第四条第一号で表示の基準が定められています

純粋、天然、生、完熟等の表示をしようとする時は「純粋」ということばに統一する。純粋(Pure)とは、添加物を全く含まないもの、または花粉、ローヤルゼリーを添加した時に限り表示できます。ビタミン類、香料、果汁などを添加した時は説明分の中でのみ表示することができます。

23局5000番
不用品の再利用にダイヤル交換市をご利用下さい。

婦人講座 生募集

勤労婦人センターでは、次のとおり受講生を募集しております。ご希望の方は八月十五日までに申込み下さい。

講座名

〈七宝焼講座〉

▽開講日 八月二十五日から毎週水曜日 八回

▽時間 十時～十二時

▽教材費 一千円程度

〈袋物講座〉

▽開講日 九月三日から毎週金曜日 八回

▽時間 十時～十二時

▽教材費 一点五百円程度

〈茶道講座〉裏

▽開講日 九月二日から毎週木曜日 八回

八月の生鮮食料品

標準小売価格表示目

お買物の際、みなさまの目安となる標準小売価格は、八月中つぎの十三品目について、表示小売店(市内六十二店)に表示してありますので、ご利用ください。

鮮魚 ほっけ さば そうはち 養殖はたて なんばんえ び 並いか
野菜 きゃべつ 玉ねぎ きゅうり とまと なす
果物 プリンズメロン すいか

勤労婦人センター

▽時間 十三時～十五時

▽教材費 一千円(八回分)

〈油絵講座〉

▽開講日 九月八日から毎週水曜日 八回

▽時間 十八時～二十時

▽教材費 四千円程度(絵具、キヤンバス代)

申込方法

ハガキに講座名、住所、氏名、電話番号を記入の上申込み下さい。定員は、いずれも三十人です。定員を越えた場合は抽せんによつてきめ、受講出来る方に通知します。

あて先
〇五一室蘭市栄町二一～二二
室蘭市勤労婦人センター